

(作成日：令和2年4月1日)
(最終更新日：令和7年4月1日)

輸出飼料等に関する自由販売証明書の発行要綱

1 目的

本要綱は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号。本要綱において「規則」という。）第2条第2号に規定する自由販売証明書のうち、我が国で製造又は加工され、輸出される飼料及びペットフードに係るもの（本要綱において「飼料及びペットフードの自由販売証明書」という。）について、規則第3条第3項に定める発行の手続その他の必要な事項を定めるものである。

なお、飼料添加物については、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第2条第1項の「農林水産物」の定義に含まれないが、本要綱では、飼料添加物が我が国で製造又は加工され、かつ流通することが可能であることを証明するための書面（本要綱において「飼料添加物の自由販売証明書」という。）の発行の手続等についても定めるものとする。

2 対象

本要綱に基づく、飼料及びペットフードの自由販売証明書及び飼料添加物の自由販売証明書（本要綱において「証明書」という。）の発行対象は、次に定める物とする。

- (1) 飼料：動物の栄養に供することを目的として使用される物その他の動物が摂取する物のうち、ペットフード及び飼料添加物以外のもの（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）をいう。
- (2) ペットフード：ペットの栄養に供することを目的として使用される物をいう。
- (3) 飼料添加物：飼料及びペットフードの品質の低下の防止及び栄養成分その他の有効成分の補給、飼料及びペットフードが含有している栄養成分の有効な利用の促進等を目的として飼料及びペットフードに添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられる物をいう。

3 証明書の発行要件

証明書は、次の（1）及び（2）のいずれにも適合している場合に発行するものとする。

- (1) 対象となる飼料、飼料添加物又はペットフード（本要綱において「飼料等」という。）が次の全ての要件を満たすこと。
 - ① 我が国で製造又は加工された製品であること。
 - ② 我が国で現に販売実績のある、又は販売可能な製品であること。
 - ③ 関係法令に基づく販売等の禁止、廃棄又は回収等の命令、指導等を受けている製品でなく、また、製造業者等が自主回収又は出荷停止を行っている製品でないこと。

- ④ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に規定する飼料又は飼料添加物に該当する場合には、その製造事業場について同法第50条に基づく届出が行われていること。また、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号）に規定する愛がん動物用飼料に該当する場合には、その製造事業場について同法第9条に基づく届出が行われていること。
 - ⑤ 製造業者から出荷された後、開封等されておらず、適切な管理が行われている製品であること。
- (2) 申請者は、本要綱に基づき発行される証明書を輸出先国の関係政府機関に提出又は提示する目的以外で使用しないこと。なお、申請者は、日本国内に住所を有するものであって、輸出を行おうとする飼料等の輸出者とする。

4 証明書の発行手続

- (1) 申請者は、輸出先国の輸入手続において、輸出先国の関係政府機関から証明書の提出又は提示を求められることを確認した場合に限り、証明書の発行申請（本要綱において「申請」という。）を行うことができる。
- (2) 申請は、前記3に定める要件が全て満たされていることを確認の上、申請者の所在地を管轄する地方農政局、北海道農政事務所又は内閣府沖縄総合事務局農林水産部（本要綱において「地方農政局等」という。）の受付担当課（別表参照。本要綱において「受付担当課」という。）に対して行う。
- (3) 申請書類は、次のとおりとする。
- ① 輸出飼料等に関する自由販売証明書発行申請書（別紙様式1－1又は1－2）
 - ② 誓約書（別紙様式2）
 - ③ 輸出先国の通関関係機関が証明書の提出又は提示を求めていることの根拠書類（法令又は関係政府機関からのレター等の写しの日本語訳又は英語訳。製品登録等の目的で、輸出を伴わない申請についてのみ提出）
 - ④ インボイス及びパッキングリストの写し（製品登録等の目的で、輸出を伴わない申請については提出不要）
 - ⑤ 輸出飼料等が我が国で製造又は加工されていることが明らかとなる製造記録等（輸出のみを目的として製造・加工された飼料等の場合には、当該飼料等の製造業者が国内向けに製造・加工・販売した実績のある同種の飼料等の製造記録等を提出）
 - ⑥ 輸出飼料等が我が国で流通していることが明らかとなる出荷記録又は納品記録等（輸出のみを目的として製造又は加工された飼料等の場合には、その製造業者又は加工業者が国内向けに製造・加工・販売した実績のある同種の飼料等の出荷記録又は納品記録等を提出）
 - ⑦ 飼料若しくは飼料添加物の表示票等又はペットフードの国内向けパッケージ（表示の記載内容が読み取れる資料。輸出のみを目的として製造又は加工された飼料等の場合には、その製造業者が国内向けに製造・加工・販売した実績のある同種の飼料等のパッケージを提出。）
 - ⑧ 輸出のみを目的として製造又は加工された飼料等の場合にあっては、飼料等を製造又は加工した者が、国内向けに製造・加工・販売した実績のある同種の製品との相違点及びその相違点が関係法令上問題とならな

いことを説明した書類

なお、地方農政局等の審査担当課（地方農政局及び北海道農政事務所にあっては消費・安全部畜水産安全管理課、内閣府沖縄総合事務局農林水産部にあっては消費・安全課をいう。本要綱において「審査担当課」という。）は、上記の申請書類の他に、審査のために必要な追加書類の提出を求めることができるものとする。

- （４）申請は、①農林水産省が設ける一元的な輸出証明書発給システム（別紙 ZZ-01 「「一元的な輸出証明書発給システムについて」に規定する一元的な輸出証明書発給システムをいう。以下同じ。）又は②輸出入・港湾関連情報システム（本要綱において「NACCS」という。）のいずれかを使用して行うものとする。なお、一元的な輸出証明書発給システムの故障又は改修により、システムによる申請ができない場合は、申請は、③書面又は④電子メールによることができることとする。

申請に当たっては、以下の表の左欄に掲げる申請方法の種類ごとに、中欄に掲げる留意点に従って、右欄に掲げる申請書類を提出することとする。

なお、申請者は、輸出飼料等について、製造事業場ごとに申請手続を行うこと。また、①一元的な輸出証明書発給システム又は②NACCSにて申請を行う場合の申請書類は、電子化されたものを提出し、その原本については、申請者の責任のもとで、証明書の発行日から１年間保管すること。

申請方法	申請に際しての留意点	申請書類 (番号は、（３）の①から⑧までを指す。)
① 一元的な輸出証明書発給システム	申請前に、あらかじめ、農林水産省が設ける一元的な輸出証明書発給システムの利用申請の手続（製造所等登録の手続を含む。本要綱において同じ。）を済ませること。この手続は、農林水産省のホームページに掲載する利用手続に従って行うこと。	②から⑧まで
② NACCS	申請前に、あらかじめ、NACCS及び一元的な輸出証明書発給システムの利用申請の手続を済ませること。これらの手続は、農林水産省及びNACCSのホームページに掲載する利用手続に従って行うこと。	①から⑧まで (①については、別紙様式１－２を提出すること。)
③ 書面	一元的な輸出証明書発給システムの故障又は改修により、システムによる申請ができない場合のみ、受付担当課に、持参、郵送等にて、申請書類を提出すること。	①から⑧まで (①については、別紙様式１－１を提出すること。)

④ 電子メール	一元的な輸出証明書発給システムの故障又は改修により、システムによる申請ができない場合のみ、地方農政局等の受付担当課に電子メールにて申請書類を提出すること。なお、電子メールの宛先は、地方農政局等の受付担当課に確認すること。 また、申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。	①から⑧まで (①については、別紙様式1-1を提出すること。)
---------	--	------------------------------------

(5) 申請者は、別紙様式1-1又は1-2に収入印紙を貼付し、手数料を納付の上、証明書発行機関に申請すること。①一元的な輸出証明書発給システムを利用した申請を行う場合は、電子納付を行うことができる。①一元的な輸出証明書発給システム又は④電子メールを利用した申請を行う場合であって、収入印紙による納付を行うときは、農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和2年4月1日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別添様式1に貼付して証明書発行機関へ送付すること。

(6) 地方農政局等の長（本要綱において「地方農政局長等」という。）は、申請者から提出された申請書類等を審査し、輸出飼料等が3に掲げる要件を満たしていることを確認できた場合には、証明書様式（別紙様式3）に必要事項を記載し、証明書を発行する。

なお、審査担当課は、3（1）③の要件を満たしていることの確認は消費・安全局畜水産安全管理課（本要綱において「畜水産安全管理課」という。）に対して、3（1）④の要件を満たしていることの確認は当該申請に係る製造業者の所在地を管轄する地方農政局等に対して、照会を行うことにより行うものとする。

5 証明書の交付

地方農政局長等は、申請者の選択に従い、次のいずれかの方法により自由販売証明書を交付する。

- ① 農林水産省本省、地方農政局等又はその職員の駐在地において手交
- ② 使送
- ③ 郵送

また、郵送による受領を希望する申請者は、あらかじめ、宛先を記入した返信用封筒等（郵送に必要な料金分の切手を貼付すること）を、申請を行った受付担当課に送付すること。

6 留意事項

(1) 申請者は、輸出を行うことを予定する日までに証明書を受領することができるよう、十分な猶予をもって申請を行うこと。なお、各地方農政局等は、理由の如何を問わず、申請者が輸出を行うことを予定する日までに証明書を受け取ることができない場合の責任を負わないものとする。

(2) 事前の予告なく証明書の発行が遅延し、一時的に発行が停止し、又は本

要綱の変更等が行われる可能性があるが、国は、これらに起因する損害等の補償は行わない。

- (3) 申請者が本手続において不正を行った場合又は輸出先国の関係政府機関に提出若しくは提示する目的以外で取得し、適正使用等が確保されていないと判断される場合には、証明書の発行が取り消され、又は証明書の発行が停止される場合があること。
- (4) 証明書は、個々の輸出飼料等の安全性を証するものではない。また、本要綱に基づく自由販売証明書の発行は、他の機関等が行う同趣旨の証明書の発行を妨げるものではない。
- (5) 輸出先国の関係政府機関が2に定める証明書以外の証明書類（本要綱において「その他証明書類」という。）の提出又は提示を求めている場合には、地方農政局長等は、必要に応じてその他証明書類を発行することができる。この場合において、その他証明書類において証明する事項は、審査担当課において客観的に確認できるもの（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく届出事業者であること、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律に基づく届出事業者であること等）に限る。
- (6) 申請者は、輸出先国の飼料等に関する規制等について自ら情報を収集するとともに、検査を適宜実施する等により製品管理に努める。
- (7) 提出書類に疑義があること等が確認又は推定された場合、審査担当課は、証明書の発行の前後を問わず、必要に応じて、申請者に対し、当該製品等に関する調査、指導等を行うことがある。また、申請者は、提出書類の正確性のみならず、輸出する飼料等の安全性、輸送、保管等における製品管理等についても責任を負うものとし、調査に対して協力し、指導に対しては真摯に対応しなければならない。
- (8) 輸出先国の関係政府機関が消費・安全局長名の証明書又は前記（5）のその他証明書類を求める場合にあっては、審査担当課と畜水産安全管理課が協議を行い、必要に応じて、申請者に消費・安全局長宛て申請させ、消費・安全局長が証明書又はその他証明書類を発行することができるものとする。なお、その場合には、申請者は畜水産安全管理課からの申請書類や申請方法等についての指示に従うものとする。

年 月 日

別表に掲げる地方農政局等の長殿

申請者（輸出者）
住所

代表者氏名

担当者氏名：
所属部署：
担当者電話番号：
E-mail：
(法人の場合のみ) 法人番号：

輸出飼料等に関する自由販売証明書発行申請書

農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）別表 1 の別紙 ZZ-F1「輸出飼料等に関する自由販売証明書の発行要綱」の 4 の（1）に基づき、輸出飼料等の自由販売証明書の発行を下記のとおり申請します。

記

1. 基本情報

- (1) 輸出者の氏名及び住所（英語）： _____

- (2) 仕向地（国）（日英併記）： _____
- (3) インボイス番号： _____
- (4) 出港日（輸出年月日）： _____
- (5) 輸送方法（船舶の英語名称、航空機の便名）： _____
- (6) 輸出先国の輸入者の氏名及び住所（英語）： _____

- (7) 自由販売証明書を提出する輸出先国の機関の名称及び住所（英語）： _____
- (8) 飼料等の種類（いずれか該当するものに ☒ を入れること）：
- ☐ 飼料 ☐ 飼料添加物 ☐ ペットフード

2. 商品情報

(1) 製品名（日英併記）： _____

(2) 数量及びネットウェイト（kg）： _____

(3) 製造事業場の名称及び住所（日英併記）： _____

電話番号： _____

(4) 製造ロット： _____

(5) 証明書の交付拠点（いずれかに☑を入れること）：

☐ 手交による受領希望（受領場所： _____）

☐ 郵送による受領希望

3. その他の証明書類

要綱の6（5）の規定に基づく自由販売証明書以外の証明書類の発行を希望する場合にあっては、以下にその具体的内容を記載すること。

（申請書の記載等に関する注意事項）

本申請書に基づく自由販売証明書を受け取る際には、当該証明書の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを確認すること。

輸出を伴わない申請の場合は、1. （2）、（3）、（4）、（5）及び（6）並びに2. （2）及び（4）を記載しないこと。

別紙様式 1－2

輸出を伴う場合

申請書																				
申請書 識別子	委託元事業ID	製造所ID	郵便小包	インボイス番号	輸出先国名	出港日	船便名・航空便名	輸出入業者				輸出入業者		証明書を提出する輸出国の機関		飼料の種類	届出事業者で あることの証明 書類の希望有 無	備考	受領場所	
								名称		所在地		名称	所在地	名称	所在地				地域	拠点
								日本語	英語	日本語	英語	英語	英語	英語	英語					
-	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

申請書 識別子	明細番号	商品名		数量及び重量		正味重量/総重量			商品の種類		生産・加工年月 日	製造ロット番号	賞味期限	備考
						正味重量/総 重量	重量	単位						
		日本語	英語	日本語	英語	日本語	英語							
-	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14

添付ファイル		
申請書 識別子	添付ファイル 番号	添付ファイル名
-	1	2

輸出を伴わない場合

申請書																				
申請書 識別子	委託元事業ID	製造所ID	郵便小包	インボイス番号	輸出先国名	出港日	船便名・航空便名	輸出業者				輸入業者		証明書を出す輸出先の機関		飼料の種類	届出事業者であることの証明書 書類の希望有 無	備考	受領場所	
								名称		所在地		名称	所在地	名称	所在地				地域	拠点
								日本語	英語	日本語	英語	英語	英語	英語	英語					
-	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

申請書 識別子	明細番号	商品名		数量及び重量		正味重量/総重量			商品の種類		生産・加工年月 日	製造ロット番号	賞味期限	備考
						正味重量/総 重量	重量	単位						
		日本語	英語	日本語	英語	日本語	英語							
-	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14

添付ファイル		
申請書 識別子	添付ファイル 番号	添付ファイル名
-	1	2

年 月 日

別表に掲げる地方農政局等の長殿

申請者（輸出者）

住所

代表者氏名

担当者氏名：

所属部署：

担当者電話番号：

E-mail：

（法人の場合のみ）法人番号：

誓約書

本申請に基づき発行される自由販売証明書(Certificate of Free Sale)については、輸出しようとする飼料等の製品が我が国において流通可能なことを証明するものであり、輸出される個々の製品の安全性を証明するものではないことを理解します。

輸出者が本要綱に基づく手続において不正を行った場合又は関係法令に基づき輸出飼料等に係る販売等の禁止、廃棄若しくは回収等の命令等を受けた場合には、当該輸出者に対して本要綱に基づく自由販売証明書の発行が行われないことを了解します。

また、下記の内容を満たすものであることを誓約します。

記

- 1 本申請の内容が正しいこと。
- 2 輸出先国の関係政府機関から当該証明書の提出又は提示が求められたため、申請を行うものであり、発行された自由販売証明書は輸出先国の関係政府機関に提出又は提示する目的以外で使用しないこと。
- 3 当該製品は日本国内で販売されている又は販売可能な製品であり、関係法令に適合していること。
- 4 関係法令に基づく販売等の禁止、廃棄又は回収等の命令を受けている製品でなく、また、製造業者等が自主回収又は出荷停止を行っている製品でないこと。
- 5 製造業者から出荷後、開封等がされておらず、適切な管理が行われている製品であること。
- 6 輸出者は、本申請の内容と輸出貨物の内容とが相違ないことを確認していること。
- 7 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い、貨物の開梱等を行うこと。



CERTIFICATE OF FREE SALE

Declaration Number: _____

This is certifying, not pertaining to a particular production lot or export consignment, that the under-mentioned products are readily available for sale in Japan without restriction.

1. Manufacturer:

2. Address:

3. Kind of product:

4. Product name(s):

Invoice No.: _____

Date of Issue: _____

SIGNATURE: _____

(For the authorized officer at the following competent authority)

(Stamp of competent
authority)

Name of authorized officer at competent authority:

Competent authority:

(Annex)

Declaration Number: _____

Product name(s):

No.	Product name(s)

別表

受付担当課	地方農政局等の長 (証明書発行者)	輸出者の所在地
北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課	北海道農政事務所長	北海道
東北農政局 経営・事業支援部 輸出促進課	東北農政局長	青森県・岩手県・宮城県・ 秋田県・山形県・福島県
関東農政局 経営・事業支援部 輸出促進課	関東農政局長	茨城県・栃木県・群馬県・ 埼玉県・千葉県・東京都・ 神奈川県・山梨県・長野県・ 静岡県
北陸農政局 経営・事業支援部 輸出促進課	北陸農政局長	新潟県・富山県・石川県・福井県
東海農政局 経営・事業支援部 輸出促進課	東海農政局長	岐阜県・愛知県・三重県
近畿農政局 経営・事業支援部 輸出促進課	近畿農政局長	滋賀県・京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・和歌山県
中国四国農政局 経営・事業支援部 輸出促進課	中国四国農政局長	鳥取県・島根県・岡山県・ 広島県・山口県・徳島県・ 香川県・愛媛県・高知県
九州農政局 経営・事業支援部 輸出促進課	九州農政局長	福岡県・佐賀県・長崎県・ 熊本県・大分県・宮崎県・ 鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 農林水産部食料産業課	内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部長	沖縄県